

+

令和5年 第12回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第12回農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年12月25日(月)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年12月25日 午前9時26分				
	閉会	令和5年12月25日 午前10時23分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番7番	柳井 義郎	席番10番	隈元 健二		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第78号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第80号 非農地証明願の承認について 議案第81号 農用地利用集積計画決定について 議案第82号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。立根委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番7番柳井委員と席番10番隈元委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p> <p>あっせんが成立しましたので、報告いたします。譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。あっせん農地の地番、面積等は議案書のとおりです。</p> <p>場所は、やっちくふれあいセンター前の交差点から北側へ道なりに田んぼ沿いを720mほど進み左折し、80mほど上った右側の畑です。売買価格は7万円で、あっせん委員は今市委員と私、福岡でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、脇田廣昭委員の報告をお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>10月の総会で依頼のありました〇〇さん申出分でございますが、現在相談している方が検討してみますということで、回答待ちの状況でございます。</p>
議長 委員	萩迫 安樂	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、安樂委員の報告をお願いします。</p> <p>〇〇さん申出分については、値段の折り合いがつかずになかなか厳しい状況であります。引き続き活動していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、宮脇茂樹委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>10月に依頼のありました〇〇さん申出分ですが、今交渉に入っておりますので、次の総会ではあっせん成立の報告ができるかと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。11月21日、農業者年金受給者会松山地区グラウンド・ゴルフ大会に出席しました。12月4日、事務局との事務打合せを行いました。12月8日、農業者年金受給者会有明地区グラウンド・ゴルフ大会に出席しました。12月12日、議案打合せを行いました。</p> <p>最後に、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。11月29日、曾於市で開催されました曾於地域農業委員会農地利用最適化推進会議には、農業委員、農地利用最適化推進委員含め19名の参加がありました。12月8日、鹿屋市で開催されました農業者年金合同地区別会議に加入推進部長である神宮司委員、柳井委員、脇田廣昭委員、平川委員、垣内推進委員が出席しました。12月14日から15日にかけて、農業会議主催で開催される熊毛地域の農業者年金合同地区別会議に平川委員が事例発表のため出席されました。以上で報告を終わります。</p>

<p>委員 官脇 勇</p>	<p>次に、日程第4、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。まずは、6ページ、番号78番を審議いたします。官脇 勇委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号78を報告いたします。譲渡人は、大崎町永吉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町原田にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所はそお街道沿いのファミリーマート有明野神店から南へ3km進んだ点滅信号を左折し、JAあおぞら蓬原出向所の方向へ2km進み左折し、3筆目の田です。譲受人宅からは、車で5分ぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは兼業農家で、水稻、そばを主に栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台、軽トラック1台を保有しております。申請地は兄弟2人で、2分の1ずつ相続されましたが、今回の申請で〇〇さん1人の名義にするものです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>会場 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号79番について、審議いたします。平川委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 平川</p>	<p>会長より依頼のありました番号79を報告いたします。譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さん72歳、譲受人は同じく有明町野神にお住まいの〇〇さん40歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大になります。申請地の場所は、野神校区内にあるファミリーマート有明野神店を南へ500m進んだ堀口製茶工場前を右折し、約1km進んだ宮下入口を左折した通称どんぶり坂を上り切り、100m進んだ左側に位置します。譲受人宅から車で10分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、株式会社〇〇の構成員でもあります。家族3人で、お茶4ha、キャベツ4haを主に栽培しており、申請地にはキャベツを作付けする予定とのことです。また、トラクター6台、耕運機2台、摘採機一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 80 番から 8 ページ、番号 84 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、番号 80 番から 8 ページ、番号 84 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>それでは、福岡裕幸委員の報告を 5 件まとめてお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 80 から 84 を報告いたします。まず、番号 80 の譲渡人は松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。譲受人は松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は都城志布志道路松山インターより泰野方面に 700mほど進み右折、58m進んで再び右折、10mほど進んだ左側の畑です。譲受人宅より 15 分のところにあります。</p>
		<p>次に番号 81 の譲渡人は、曾於市末吉町岩崎にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 80 と同じ〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は特別養護老人ホームやっちく前の県道 499 号柿ノ木志布志線を南之郷方面へ 250mほど進んだ左側に 1 筆と道路の向かい側に 1 筆があります。譲受人宅から 15 分のところにあります。</p>
		<p>次に、番号 82 の譲渡人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さんで、譲受人は番号 81 と同じ〇〇さんです。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、特別養護老人ホームやっちく前から約 3.1km 道なりに進んだ山奥の左側の田です。譲受人宅から 20 分のところにあります。</p>
		<p>次に、番号 83 の譲渡人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、譲受人は番号 82 と同じく〇〇さんです。申請地は議案書に記載されてるとおりで、星ヶ崎の畑は泰野小学校前より志布志方面に 2.2 kmほど進んだ右側の畑です。永迫の畑は泰野小学校前から尾野見方面に 1.7 kmほど進んで左折し、道なりに 800mほど進んだ十字路を左折、230m進んだ右側の畑です。譲受人宅より約 2 分ところにあります。</p>
		<p>次に番号 84 の譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は番号 83 と同じく〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は泰野小学校前より南之郷方面に約 800m進み右折、平野方面に 1.1 kmほど進んだ左側の畑 2 筆です。譲受人宅より約 5 分のところにあります。</p>
		<p>〇〇さんは 1 人でソバを主に栽培しており、申請地にもソバを作付けする予定とのことです。また、トラクター等を所有しております。</p>
		<p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 80 番について、何か御意見ご</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、7ページ、番号81番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号82番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号83番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、8ページ、番号84番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号85番と86番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、番号85番と86番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p> <p>それでは、福岡裕幸委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼がありました番号85と86を報告いたします。まず、番号85の譲渡人は曾於市末吉町岩崎にお住まいの〇〇さんで、譲受人は松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は泰野小学校前の信号機より南之郷方面に道なりに約3.1km進み、右側に大きく曲がり、道なりに240mほど進んだ右側の田です。譲受人</p>

		<p>宅から約 10 分のところにあります。</p> <p>次に、番号 86 の譲渡人は東京都杉並区成田西にお住まいの〇〇さんです。譲受人は 85 番と同じく〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は番号 85 の田の 1 筆挟んだ田であり、1 筆挟んだ田を含め、3 筆を〇〇さんが管理されています。譲受人宅から 10 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、配偶者、息子夫婦の 4 人で生産牛を飼養しており、申請地には飼料作物を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台、田植機、コンバイン等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 85 番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 86 番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
		<p>よって日程第 4、議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 77 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
委員	橋口	<p>10 ページ、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 77 号番号 9 について報告いたします。調査日は 12 月 7 日、調査委員は上野委員、坪田委員と私、橋口でした。申請人は志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、司法書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 6 ページから 8 ページのとおりです。場所は、四浦郵便局から南へ 150m 進んだ先の左側に位置します。転用目的は植林です。排水は自然流下です。</p> <p>申請地の農地区分は 10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見</p>

		の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 10 番を審議いたします。現地を調査さ れた山下昭一委員の報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	議案第 77 号番号 10 について報告します。調査日は 12 月 7 日、調査委員 は神宮司委員、立根委員と私、山下です。申請人は有明町野井倉にお住まい の〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、志布志市役所有明庁舎から市道吉村・牧 之内 1 号線を西へ道なりに 450 メートル進み右折し、市道野球場線を 180m 進み左折、市道吉村・中野 1 号線を 750m 進み右折、原野脇を 12m 進んだ正 面に位置します。市道より 5 m の高さのところになります。転用目的は植林、 転用理由は、申請地は水利に恵まれず耕作が困難であるため杉 432 本を植林 し、山林として管理するものです。隣接地が農地でないため、被害の恐れは ありません。 申請地の農地区分は 10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入ってい ないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 77 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 78 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更 申請についてを議題とします。 12 ページ、番号 1 番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告 をお願いいたします。
委員	上野	議案第 78 号、番号 1 について報告いたします。調査日は 12 月 7 日、調査 委員は橋口委員、坪田委員と私、上野でした。事務局から 1 名の同行でした。 申請人は志布志町志布志の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人 は、株式会社〇〇営業課長〇〇さんでした。申請地は議案書及び総会資料の 12 ページから 14 ページのとおりです。 場所は、うなぎの駅から市道町原・弓場ヶ尾線を北に 250m 進み、ホーム

	<p>マン北山の跡地前を右折し、市道宮之上1号線を80m進んだ左側です。今回の申請につきましては、当初、建売住宅を建設する目的で令和5年3月に農地法第5条の転用許可を受けましたが、施工にあたり資材の高騰で想定以上の費用がかかるということが判明したため、当初の建売住宅建設から貸家建設に変更するものであります。隣接地への土砂流失等の影響がないよう周囲へのコンクリートブロックを設置するほか、雨水等につきましては、側溝に流すということでありました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、事業計画の変更を認めても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第78号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>14ページ、番号51番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします</p>
<p>委員</p>	<p>上野</p> <p>議案第79号番号51について報告いたします。調査日は12月7日、調査委員は橋口委員、坪田委員と私、上野でした。事務局から1名の同行でした。</p> <p>譲渡人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は都城市年見町の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料15ページから17ページのとおりです。場所は町原交差点から市道町原線を西へ300m進んだ左側に位置します。転用目的は、事務所、倉庫、住宅です。住宅の排水については合併浄化槽で処理し、市道側溝に流すということです。隣接する農地に影響がないように、周囲にはコンクリートブロックの設置により土砂流失を防止し、雨水については市道側溝に流すということです。隣接地とは2m以上間隔をあげ建設するように指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われると思います。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見</p>

議長	萩迫	の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第80号、非農地証明願の承認についてを議題としま す。
		16ページ、番号22番を審議いたします。現地を調査された坪田委員の報 告をお願いいたします。
委員	坪田	議案第80号番号22について報告します。調査日は12月7日、調査委員 は上野委員、橋口委員と私、坪田です。申請人は志布志町帖にお住まいの〇 〇さんで、立会人は〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、志布志町横尾下のこまみず商店から県道 65号南之郷志布志線を南へ400m進んだ先を鋭角に左折し、公衆用道路を 130m進んだ左側に位置します。当該地は面積66㎡と狭隘な土地で、昭和 47年に隣接地の自己の住宅の増築のために建物を建築しており、20年以上 農地としての利用はない状況です。
		以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし て申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議 方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号23番を審議いたします。現地を調査さ れた同じく、坪田委員の報告をお願いいたします。
委員	坪田	議案第80号番号23について報告します。調査日は12月7日、調査委員 は上野委員、橋口委員と私、坪田です。申請人は、志布志町安楽にお住まい の〇〇さんで、立会人は、土地家屋調査士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、志布志町横尾下のこまみず商店から県道 65号南之郷志布志線を南へ700m進んだ左側に位置します。昭和52年に転 用許可を受けて住宅を建築しましたが、地目変更せず今に至ります。現地の 一般住宅は撤去されていますが、住宅建築の際に碎石等で整地されており、 復旧は困難な状況で農地性は低いと思われれます。

		<p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
事務局	中水	議案第 80 号の番号 24 番につきましては、立根委員より欠席の届けがございましたので、神宮司委員へ訂正方をよろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	それでは、番号 24 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願ひいたします。
委員	神宮司	<p>議案第 80 号番号 24 について報告いたします。調査日は 12 月 7 日、調査委員は山下委員、立根委員と私、神宮司で事務局より 1 名の同行がありました。申請人は有明町野井倉の〇〇です。立会人は、〇〇企画管理課主任〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 24 ページのとおりです。場所は、A コープあおぞら店の西側に位置します。平成 13 年に総合葬祭ルミエール、平成 15 年に A コープあおぞら店、平成 17 年にあおぞら 1 丁目がオープンして、その当時の道路では大型車の通行に十分な道幅もなく、車の離合も困難な状況であったためやむなく申請地の田を道路として利用されたとのこと。本来ならその時点において当時の状況を踏まえ申請すべきであったということを申請人にはきつく忠告しました。平成 13 年の航空写真では、すでに道路として利用されており、周囲にも影響がないとの調査委員の意見がありました。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、17 ページ、番号 25 番を審議いたします。現地を調査された同じく、神宮司委員の報告をお願ひいたします。
委員	神宮司	<p>議案第 80 号番号 25 について報告いたします。調査日は 12 月 7 日、調査委員は山下委員、立根委員と私、神宮司で事務局より 1 名の同行がありました。申請人は、熊本県球磨郡錦町大字西にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料 27 ページのとおりです。場所は、そお街道沿いのラーメン秀の先の市道宇都鼻・西下1号線を南へ180m進んだ右側に位置します。平成4年に隣接地の有限会社〇〇が転用許可を受け土地造成をする際、誤って今回の申請地140㎡まで宅地化してしまっており、それ以降、宅地化された隣接地と一体的に利用されています。隣接する〇〇さん所有の土地との高低差もあり、農地への復元も困難な状態となっています。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして申請地を非農地と判断しても、問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第80号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第81号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第81号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書19ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		公告日は、令和5年12月28日で、面積は田が2,981㎡、畑が7,008㎡となっております。
		所有権を移転する者は2人、所有権の移転を受ける者は、2人で売買によるものです。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書20ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしく願いします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。
		まずは、20ページ、番号25番、26番と19ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説

<p>事務局 桑水</p>	<p>明を求めます。</p> <p>議案第81号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページから74ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和5年12月28日で、始期は令和6年1月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和5年12月31日となります。設定期間が、1年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が8万8,941㎡、畑が21万3,595㎡、樹園地が18万2,867㎡で、合計しますと48万5,403㎡となり、うち更新分は31万1,727㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が113名で、利用権の設定を受けようとする者の数が20名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より93名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22ページから63ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書64ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年12月28日で、始期が令和5年12月31日であります。設定期間は3年から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が2万9,796㎡、畑が7万9,537㎡、樹園地が2万8,003㎡で、合計しますと13万7,336㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇1名、利用権の転貸を受けようとする者は19名であります。詳細につきましては、65ページから74ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第81号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>22ページ、番号1番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
<p>会場 議長 萩迫</p>	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫 会場</p>	<p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>

議長	萩迫	次に、22 ページ、番号 2 番から 63 ページ、番号 119 番までと、21 ページの総括表について審議いたします。 これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。65 ページ、番 号 1 番から、74 ページ、番号 29 番までと、64 ページの総括表について審議 いたします。 これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 81 号、農用地利用集積計画決定については、 原案のとおり決定いたしました。
事務局	宮田	次に、日程第 10、議案第 82 号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん 委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 議案第 82 号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、ご説明いたします。議案書 76 ページをお開きください。 番号 25 の申出者は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんと福岡県三井郡大 刀洗町にお住まいの〇〇さんの共有名義で、売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のと おりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、橋 口委員、熊野委員の指名をご提案いたします。 番号 26 の申出者は、熊本県球磨郡錦町にお住まいの〇〇さんで、売買の 申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のと おりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、宮 脇勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。 以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意 見ございませんか。
委員	橋口	番号 25 番のあっせん委員についてですが、申請人は有明の方で土地は安 楽地区であります。地理的にも全然わかりませんので、できればあっせん委 員を変えていただきたいと思います。
議長 会場 議長	萩迫	確認しますので、しばらく休憩いたします。 (休憩)
	萩迫	再会いたします。事務局の方から説明いたします。

事務局	宮田	先ほどの件について御説明いたします。あっせんの 25 番につきましては、大字が志布志町安楽大人足となっておりますが、場所的には松山方面から柳橋を過ぎまして坂道を上りきる手前を右折したあたりに位置し、柳、毛穴野あたりになるのではないかなと思います。あっせんの地区割りにおきましては、橋口委員と熊野委員になっておりますので、あっせん委員として提案するものでございます。
議長	萩迫	橋口委員、よろしいですか。
委員	橋口	はい。
議長	萩迫	それでは、橋口委員よろしくお願ひします。他に御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 10、議案第 82 号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		以上で全日程を終了いたします。これで本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員